

○白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成29年9月29日告示第96号

白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第1号）及びこの告示に基づき補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。
- (2) エネルギー管理システム（HEMS） 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載し、住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバーター等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものをいう。
- (4) 住宅 本町の区域内に所在し、自ら居住し、又は居住を予定している住宅（居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、集合住宅及び賃貸住宅を除く。）をいう。
- (5) 既設住宅 住宅用省エネルギー設備の設置に係る工事を着工する日の前日までに当該設備を設置する住宅に係る建築工事が完了している住宅をいう。
- (6) 新築住宅 既設住宅以外の住宅をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助の対象となる発電システムは、町への実績報告の日までにエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムのいずれかの設備が設置されている住宅に設置

し、かつ次の要件を満たすものとする。

- (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。
- (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。
- (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。
 - ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。
 - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。
- (4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。
- (5) 未使用品であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、白子町暴力団排除条例（平成24年白子町条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員等を除く。

- (1) 町内に住所を有すること。（町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
- (2) 町に納付すべき税を世帯全員が滞納していないこと。（町に住民登録していない者については、現在の居住地における市区町村民税を滞納していないこと。）
- (3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- (4) 発電システムを設置する住宅において、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、本要綱に基づく補助を受けていない者
- (5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結した者
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した設置費のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバーター・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費

(2) 前号に掲げるものの工事費(据付・配線工事等)

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金をあてる場合にあっては、更に当該補助金の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、太陽電池の出力1キロワットあたり4万円を基準とし、これに当該発電システムに係る太陽電池の公称最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)を乗じて得た額とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の額の上限は、既設住宅にあっては18万円、新築住宅にあっては9万円とする。

3 補助金は、一の住宅に1回に限り交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象発電システムの設置工事に着手する前に、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 発電システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し

(2) 発電システムの最大出力が確認できる書類の写し

(3) 発電システムの設置予定図面

(4) 発電システムの設置工事着工前の現況写真

(5) エネルギー管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムの製品名が確認できる書類の写し

(6) 世帯全員の納税証明書(ただし、町内に住所を有し、申請書の町税納付状況確認に同意した場合は不要)

(7) 既設住宅にあっては、既設住宅であることを証明できる書類

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第7条の申請書に記載した事項を変更しようとする

きは、速やかに白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更申請書（別記様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象発電システムの設置を中止しようとするときは、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請取下げ書（別記様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 発電システムの設置費の支払を証する書類・内訳書の写し
- （2） 電気事業者との特定契約締結を証する書類
- （3） 発電システム等の設置状況が確認できる写真
- （4） 発電システムが未使用品であることを確認できる書類
- （5） エネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムの出荷証明書又は保証書の写し
- （6） 住民票の写し（ただし、報告書の住民登録確認に同意した場合は不要）
- （7） 新築住宅にあつては、当該住宅に係る登記事項証明書の写し
- （8） その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（別記様式第7号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の

場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認申請書(別記様式第9号)により町長の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 町長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認(不承認)通知書(別記様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定取消通知書(別記様式第11号)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第18条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止)

2 白子町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成24年白子町告示第45号）は、廃止する。